

平成19年度 病院事業会計 予算概要



病院経営局

予算概要 目次

1	平成 19 年度予算(案)の基本的な考え方	1
2	病院事業全体の取組	3
3	各病院の取組	4
	(1) 市民病院	
	(2) 脳血管医療センター	
	(3) みなと赤十字病院	
	(4) 旧港湾病院	
4	一般会計繰入金	17
	(1) 市民病院	
	(2) 脳血管医療センター	
	(3) みなと赤十字病院	
	(4) 旧港湾病院	
	【参考】用語解説	22

1 平成 19 年度予算（案）の基本的な考え方

平成 19 年度は「横浜市立病院経営改革計画（平成 17 年度～平成 20 年度）」の 3 年目にあたり、20 年度の計画目標達成に向け、改革の取組も折り返しに入ります。これまで、市民病院ではがん診療機能や救急医療の強化に、また、脳血管医療センターではリハビリテーションの充実に取り組む一方、指定管理者制度を導入したみなと赤十字病院では政策的医療等の確実な実施を進めるなど、市立病院は市民に満足・納得のいく医療の提供に努めてきました。

診療報酬のマイナス改定や医師・看護師確保への対応など、医療を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。このような中で市立病院としての役割を適切に果たしていくためには、計画に基づきこれまで推進してきた各市立病院の医療機能をより高めるとともに、適正な収入を確保し、安定した経営基盤を確立する必要があります。

こうした観点から、19 年度は医療の質の向上と経営改善の両面で引き続き改革を推進するとともに、一般会計負担の縮減にも積極的に取り組むことを念頭に予算案を編成しました。

■「横浜市立病院経営改革計画」基本方針

- (1) すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

平成19年度 病院事業会計 予算(案)総括表

【収益的収支】

(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減
収益的収入	37,593,986	34,100,544	3,493,442
市民病院	15,573,111	14,743,577	829,534
脳血管医療センター	6,452,695	6,655,935	△ 203,240
みなと赤十字病院	15,568,180	12,473,390	3,094,790
旧港湾病院	-	227,642	△ 227,642
収益的支出	41,075,857	38,172,502	2,903,355
市民病院	16,490,511	15,706,179	784,332
脳血管医療センター	7,686,310	7,907,256	△ 220,946
みなと赤十字病院	16,893,577	14,316,055	2,577,522
旧港湾病院	5,459	243,012	△ 237,553
経常収支	△ 3,127,814	△ 3,696,376	568,562
特別損益	△ 354,057	△ 375,582	21,525
純 損 益	△ 3,481,871	△ 4,071,958	590,087

【資本的収支】

	平成19年度	平成18年度	差引増減
資本的収入	2,797,643	2,464,471	333,172
市民病院	1,156,580	764,111	392,469
脳血管医療センター	1,291,326	1,008,071	283,255
みなと赤十字病院	349,737	392,289	△ 42,552
旧港湾病院	-	300,000	△ 300,000
資本的支出	4,469,450	4,061,820	407,630
市民病院	2,272,582	1,633,423	639,159
脳血管医療センター	1,672,261	2,036,108	△ 363,847
みなと赤十字病院	524,607	392,289	132,318
旧港湾病院	-	-	-
資本的収支	△ 1,671,807	△ 1,597,349	△ 74,458
一般会計繰入金	5,893,426	7,085,150	△ 1,191,724

2 病院事業全体の取組

○ 病院事業にふさわしい人事給与制度の見直し【新規】

医師の人材確保・モチベーションの向上を図り、機動的かつ効率的な病院運営に資するため、医師の評価制度を本格実施し、意欲や能力・実績を処遇に反映する仕組みを確立します。

特に、医師幹部職員については、病院経営に対する責任を明確にし、マネジメント能力を向上させるため、年俸制を導入します。

また、看護の質の向上を図り、患者さんに良質できめ細かな看護サービスを提供するため、看護師長を補佐する職として看護師長補佐を設置し、充実した看護運営体制を構築します。

○ 看護師確保の強化【新規】

全国的な看護師不足の中で採用活動を強化するため、看護師確保業務を担当する係長職（看護職）を設置し、病院見学会の開催、看護学校訪問、地方採用試験の開催等を積極的に行うとともに、広報・PR活動を拡充します。

○ 電子カルテを中心とした診療情報システムの整備（15億1,000万円）

情報化の推進により、医療における安全管理など医療の質と患者サービスの向上を図るとともに、効率的な病院経営を実現します。

平成20年度の運用開始を目指し、19年度は詳細設計及びシステム構築を行います。（総事業費 約22億円）



3 各病院の取組

(1) 市民病院

○ がん診療機能の強化

・ PET-CTの導入【新規】

PETとCTの両方の画像を重ね合わせることで、悪性腫瘍等のより正確な診断を可能にするPET-CTを導入し、がん診療機能の向上を図ります。

・ 緩和ケア病棟の整備

終末期患者の療養環境の向上を図ることとし、19年度は実施設計費（29百万円）を計上します。

(これまでの取組)

- H16.1 無菌治療室設置（2床）
- H16.5 緩和ケアチーム編成
- H17.11 がん検診センター土曜日検診開始
- H18.1 さわやか相談室設置
- H18.3 内視鏡センター開設
外来化学療法室開設
定位放射線装置導入
- H18.4 がんセンター設置
- H18.8 地域がん診療連携拠点病院の指定
- H19.1 無菌治療室増床（2→16床）

○ 医療機器等の導入・更新

CTやガンマカメラなど、最先端の医療機器による質の高い医療サービスを提供することにより、市民の健康を守るとともに、経営の安定を図ります。

(主な導入・更新予定機器)

・ CT（X線コンピュータ断層撮影装置）

X線管と検出器を人体の周囲を回転させながら撮影し、人体の断面画像を作成する装置。救急部門での使用を予定。

・ ガンマカメラ

微量の放射性医薬品を体内に投与し、発生するガンマ線を捉えて臓器等を撮影する装置。

・ X線TV装置

バリウムを使用して消化管の透視画像を撮影する装置。

・ PET-CT（再掲）



手術室

○ 新型インフルエンザ対策

県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、新型インフルエンザが発生した場合に中心的な役割を果たします。地域への研修や院内訓練の実施など、引き続き十分な準備を行います。



新型インフルエンザ対策

○ 地域医療機関との連携・支援

地域医療支援病院として、高度医療機器の共同利用や、地域の医師等を対象とした研修会を開催するなど、地域医療の向上に貢献します。

【市民病院の概要】

市民病院は、公設公営の総合的な病院として、救急医療、感染症医療など、地域に必要とされる政策的医療に取り組むとともに、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしてまいります。

開	院	昭和 35 年 10 月 18 日
所	在	地 保土ヶ谷区岡沢町 5 6
敷	地	面 積 20,389 m ²
建	物	延 床 面 積
		病 院 36,576 m ²
		がん検診センター 3,666 m ²
		付 属 施 設 4,213 m ²
病	床	数 626 床 (一般 600 床、感染症 26 床)
診	療	科 22 科
		内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、 脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

【市民病院の特徴】

- 24 時間 365 日の救急医療
- 第一種感染症指定医療機関
- 輪番制救急医療
- 第二種感染症指定医療機関
- 小児救急医療
- エイズ診療拠点病院
- 母児二次救急医療
- 臨床研修指定病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 地域周産期母子医療センター
- 地域医療支援病院
- 神奈川県周産期救急医療システム中核病院
- 神奈川県災害医療拠点病院
- (財)日本医療機能評価機構認定病院



【市民病院の収益的収支】

(単位：千円)

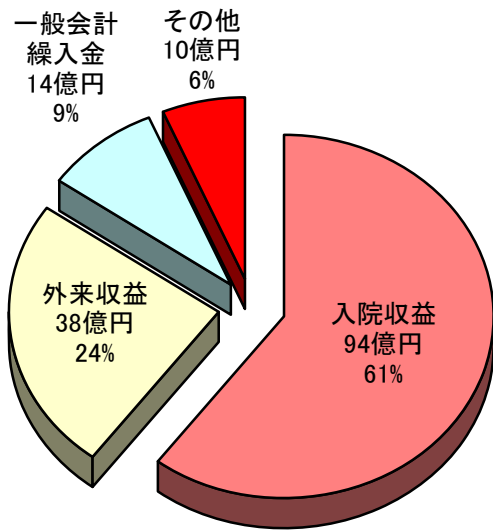
	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
市民病院 収益的収入	15,573,111	14,743,577	829,534	
入院収益	9,366,672	8,584,800	781,872	1日平均患者数560人
外来収益	3,773,000	3,601,500	171,500	1日平均患者数1,400人
一般会計繰入金	1,435,910	1,524,131	△ 88,221	
その他	997,529	1,033,146	△ 35,617	室料差額収益等
市民病院 収益的支出	16,490,511	15,706,179	784,332	
給与費	8,233,141	7,866,738	366,403	職員給与費等
材料費	3,842,991	3,603,036	239,955	薬品費、診療材料費等
経費等	2,696,906	2,511,592	185,314	光熱水費、委託料等
減価償却費等	753,748	694,823	58,925	
支払利息等	340,885	361,067	△ 20,182	
本部費	274,242	308,711	△ 34,469	
特別損失	348,598	360,212	△ 11,614	看護師宿舍解体費用等
経常収支	△ 568,802	△ 602,390	33,588	
特別損益	△ 348,598	△ 360,212	11,614	
純損益	△ 917,400	△ 962,602	45,202	

【市民病院の資本的収支】

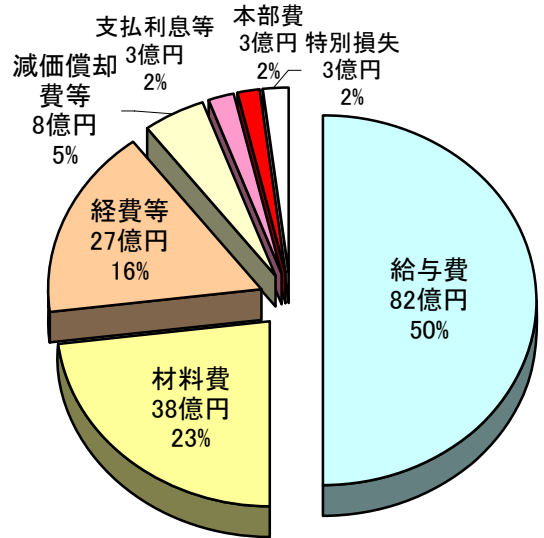
(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
市民病院 資本的収入	1,156,580	764,111	392,469	
企業債	930,000	476,000	454,000	
一般会計繰入金	226,580	288,111	△ 61,531	
市民病院 資本的支出	2,272,582	1,633,423	639,159	
建設改良費	1,819,420	1,205,755	613,665	高度情報化等
企業債償還金	453,162	427,668	25,494	
資本的収支	△ 1,116,002	△ 869,312	△ 246,690	

収益的収入 156億円

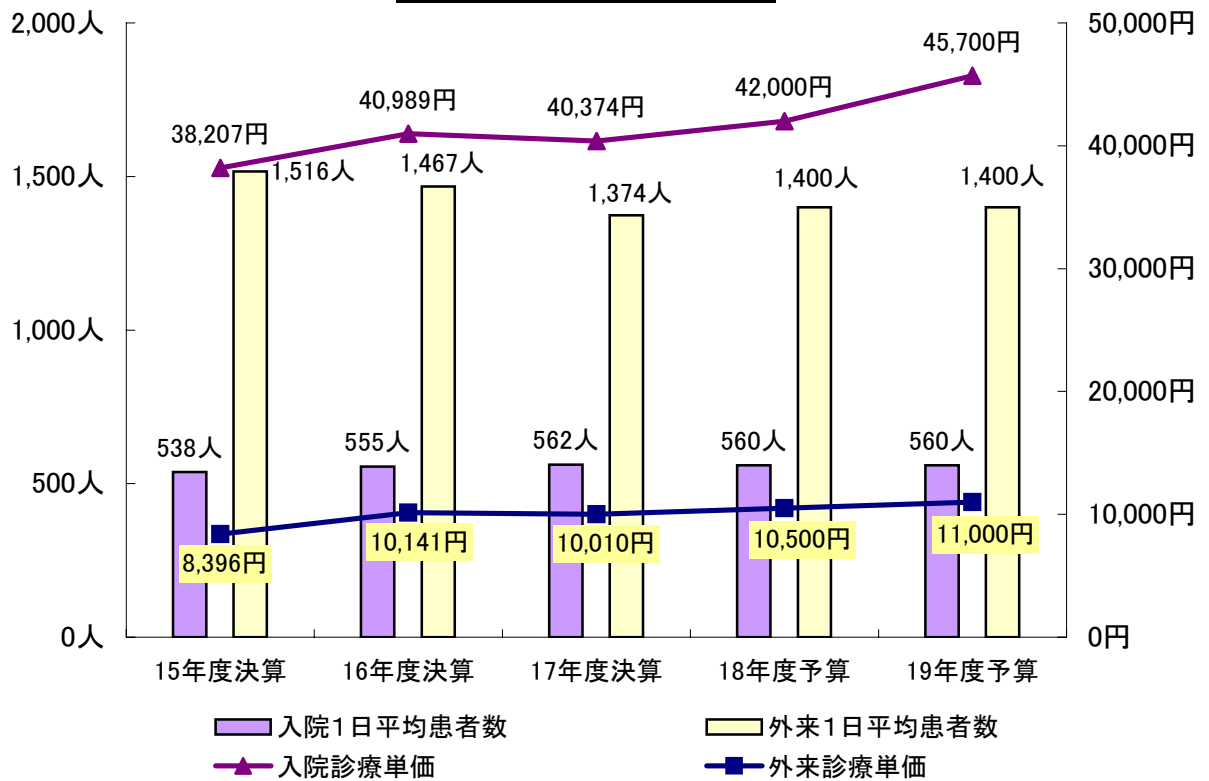


収益的支出 165億円



※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

入院・外来収益指標の推移



(2) 脳血管医療センター

○ リハビリテーションの土曜日実施【新規】

回復期リハビリテーション病棟において、土曜日にもリハビリテーションを実施することにより、患者さんの早期家庭復帰を促進します。

○ 回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得（2病棟目）

脳血管疾患の患者さんに対して、機能回復や日常生活活動能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に実施する「回復期リハビリテーション病棟（2病棟目）」の施設基準を取得し、リハビリテーション機能の充実を図ります。

○ 医療機器等の更新

MR I やエコー装置など、医療機器等を順次更新します。

（主な更新予定機器）

- ・ MR I（磁気共鳴断層診断装置）
磁気と電波を使用し、人体の断面画像を作成する装置
- ・ エコー装置（超音波診断装置）
超音波により臓器や血流の動きを撮影する装置

○ 介護老人保健施設への指定管理者制度の導入【新規】

現在直営で運営している併設介護老人保健施設に指定管理者制度を導入し、約1億5千万円の収支改善を図ります。（19年4月管理開始・愛称「コスモス」を予定）

○ 地域医療連携の強化

脳血管疾患の専門病院としての機能を十分に発揮し、地域の医療機関等との連携を円滑に進めるため、総合相談部の機能を拡充し、地域連携部を設置します。

○ 脳卒中予防キャンペーン（市民講座）の開催

18年度に引き続き、脳卒中予防キャンペーンなどの市民講座を開催し、市民の健康的な生活を支援します。



理学療法室



病棟でのリハビリ

【脳血管医療センターの概要】

脳血管医療センターは、脳卒中による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援に取り組む脳血管疾患の専門病院として、救急患者を受け入れ、内科的・外科的治療を行うとともに、発症直後の早期から一貫したリハビリテーションを行います。

開	院	平成 11 年 8 月 1 日
所	在	地 磯子区滝頭 1 丁目 2 番 1 号
敷	地	面 積 18,503 m ²
建	物	延 床 面 積
		病院 35,324 m ² (地下駐車場等を含む)
		介護老人保健施設 3,413 m ²
		職員宿舎 3,056 m ²
病	床	数 300 床
診	療	科 6 科
		内科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
		介護老人保健施設定員 80 人

【脳血管医療センターの特徴】

- 急性期から回復期に至るまでの一貫した治療とリハビリテーションに取り組む脳血管疾患専門病院
- 24時間365日の救急医療



【脳血管医療センターの収益的収支】

(単位：千円)

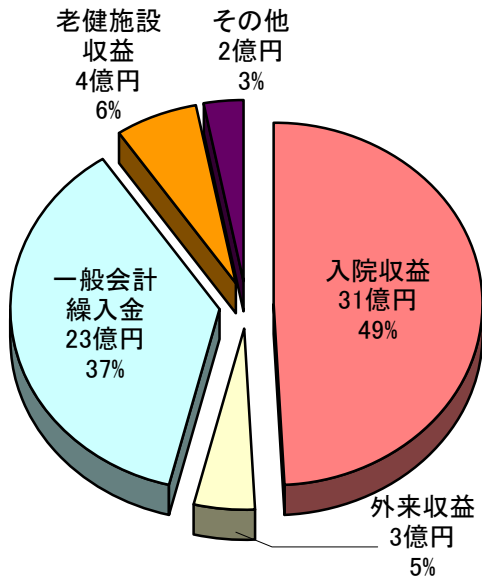
	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
脳血管医療センター 収益的収入	6,452,695	6,655,935	△ 203,240	
入院収益	3,131,496	3,122,940	8,556	1日平均患者数276人
外来収益	297,920	588,000	△ 290,080	1日平均患者数160人
一般会計繰入金	2,347,575	2,405,093	△ 57,518	うち老健企業債利息分 27,141千円
介護老人保健施設収益	445,197	380,660	64,537	事業収益 指定管理者負担金
その他	230,507	159,242	71,265	室料差額収益等
脳血管医療センター 収益的支出	7,686,310	7,907,256	△ 220,946	
給与費	3,488,930	3,799,744	△ 310,814	職員給与費等
材料費	618,328	979,063	△ 360,735	薬品費、診療材料費等
経費等	1,326,634	1,273,422	53,212	光熱水費、委託料等
減価償却費等	1,108,257	1,200,466	△ 92,209	
支払利息等	482,740	539,921	△ 57,181	
本部費	110,478	114,640	△ 4,162	
介護老人保健施設費用	550,943	-	550,943	指定管理者への交付金 支払利息、減価償却費等
経常収支	△ 1,233,615	△ 1,251,321	17,706	
特別損益	-	-	-	
純損益	△ 1,233,615	△ 1,251,321	17,706	

【脳血管医療センターの資本的収支】

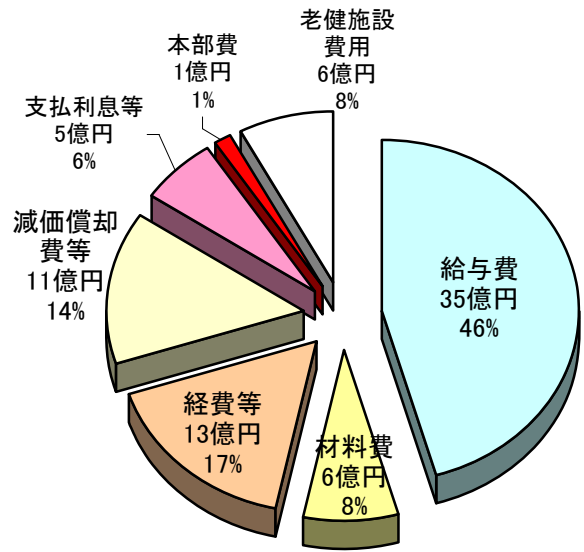
(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
脳血管医療センター 資本的収入	1,291,326	1,008,071	283,255	
企業債	731,000	460,000	271,000	
一般会計繰入金	560,326	548,071	12,255	
脳血管医療センター 資本的支出	1,672,261	2,036,108	△ 363,847	
建設改良費	831,771	528,000	303,771	高度情報化等
企業債償還金	840,490	822,108	18,382	
長期借入金返還金	-	686,000	△ 686,000	
資本的収支	△ 380,935	△ 1,028,037	647,102	

収益的収入 65億円

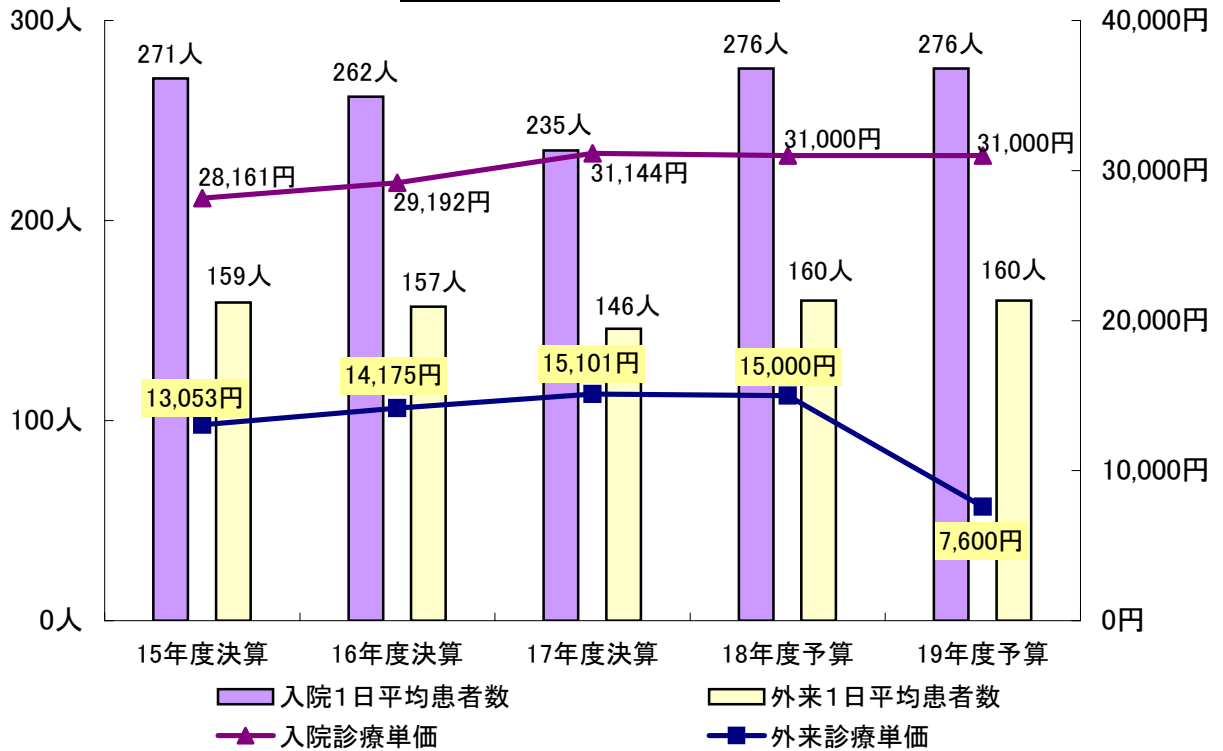


収益的支出 77億円



※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

入院・外来収益指標の推移



※19年度は院外処方の実施により、外来診療単価が減少する見込みです。

(3) みなと赤十字病院

○ 精神科医療（入院・救急）の開始【新規】

精神科病床（50床）を開床するとともに、精神科救急医療、精神科合併症医療を開始します。

【精神科救急医療】

県の基幹病院として、家族等の依頼による二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療等を提供します。

【精神科合併症医療】

精神科病院に入院中に身体合併症を発症した患者さんを、行政との連携で一時的に受け入れ、精神疾患の治療と併せて身体合併症の治療を行います。

○ アレルギー疾患医療の充実

アレルギーに関する一般診療及び患者・市民・地域医療機関等に対する相談・啓発・情報提供活動を行います。また、「ライフサイエンス都市横浜」の「免疫・アレルギー等対策プロジェクト」に引き続き参加し、関連する機関と連携した治療法・予防法等の開発と研究を行います。

【主な取組】

- ・ 平成19年6月に本市で開催される日本アレルギー学会における市民公開講座などの啓発活動
- ・ 昭和大学横浜市北部病院及び県立循環器呼吸器病センターと連携した花粉・粉塵・気象のリアルタイム観測とホームページでの公開、臨床応用の研究
- ・ 化学物質過敏症（シックハウス症候群等を含む）の診療開始
- ・ アレルギー専門医療機関の指定【新規】

アレルギー疾患の「専門医療機関」の指定を受けることにより、科学的根拠に基づくガイドラインに沿った診療を行うとともに、地域医療機関に情報提供を行い、身近な「かかりつけ医」でアレルギー疾患への適切な対応が図れるよう支援します。

○ 指定管理者負担金の徴収【新規】

平成19年度中に全床開床が予定されるため、指定管理者が本市に納める指定管理者負担金について、新たに徴収します。

○ 災害時医療の提供

災害医療拠点病院として、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場を活用した患者収容等の訓練を継続的に行っていきます。



災害対応訓練

【みなと赤十字病院の概要】

横浜市医療施策の中核的な担い手のひとつとして、政策的に必要な医療の提供や市民の健康危機への対応を行うとともに、市立病院として地域医療全体の質向上のための先導的な取組を行います。

開	院	平成 17 年 4 月 1 日
所	在	中区新山下 3 丁目 1 2 番 1 号
敷	地	28,613 m ²
建	物	74,148 m ² (地下駐車場等を含む)
病	床	634 床 (一般 584 床、精神 50 床※)
診	療	23 科
		内科、精神科※、神経内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、 形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、 皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
		※ 平成 19 年 4 月 1 日開設予定

【みなと赤十字病院の特徴】

日本赤十字社を指定管理者とした公設民営方式による運営

- 24 時間 365 日の救急医療
 - 輪番制救急医療
 - 小児救急医療
 - 母児二次救急医療
 - アレルギー疾患医療
 - 緩和ケア医療
 - 障害児（者）合併症医療
 - 精神科救急医療※
 - 精神科合併症医療※
 - 臨床研修指定病院
 - 神奈川県災害医療拠点病院
- ※ 平成 19 年度中に開設予定



【みなと赤十字病院の収益的収支】

(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
みなと赤十字病院 収益的収入	15,568,180	12,473,390	3,094,790	
入院収益	10,583,570	8,251,983	2,331,587	1日平均患者数546人
外来収益	2,425,500	2,363,231	62,269	1日平均患者数1,100人
一般会計繰入金	973,298	1,400,413	△ 427,115	
指定管理者負担金	861,755	-	861,755	
その他	724,057	457,763	266,294	室料差額収益等
みなと赤十字病院 収益的支出	16,893,577	14,316,055	2,577,522	
給与費	-	-	-	
材料費	-	-	-	
経費	14,095,767	11,514,992	2,580,775	指定管理者への交付金
減価償却費等	1,855,521	1,842,665	12,856	
企業債支払利息等	891,289	897,398	△ 6,109	
その他	51,000	61,000	△ 10,000	消費税、本部費
経常収支	△ 1,325,397	△ 1,842,665	517,268	
特別損益	-	-	-	
純損益	△ 1,325,397	△ 1,842,665	517,268	

【みなと赤十字病院の資本的収支】

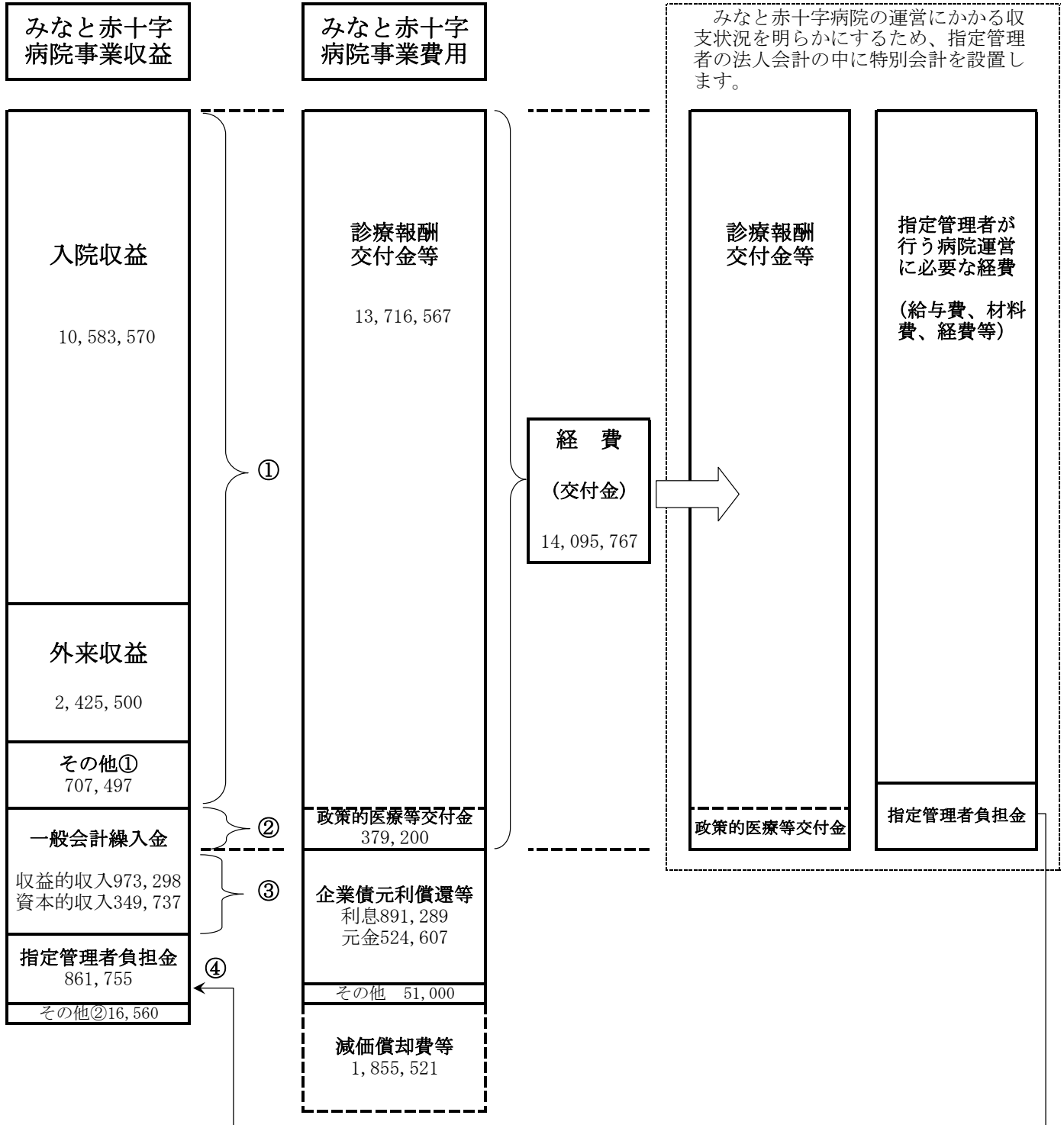
(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
みなと赤十字病院 資本的収入	349,737	392,289	△ 42,552	
一般会計繰入金	349,737	392,289	△ 42,552	
みなと赤十字病院 資本的支出	524,607	392,289	132,318	
建設改良費	-	109,000	△ 109,000	
企業債償還金	524,607	283,289	241,318	
資本的収支	△ 174,870	-	△ 174,870	

19年度予算における「みなと赤十字病院」の収支の仕組み

《横浜市・病院事業》

《指定管理者・日本赤十字社》



みなと赤十字病院の運営にかかる収支状況を明らかにするため、指定管理者の法人会計の中に特別会計を設置します。

- みなと赤十字病院の運営に伴う入院・外来収益等（①）及び政策的医療等に対する一般会計繰入金（②）については、それぞれ指定管理者に対して、診療報酬交付金等、政策的医療等交付金として交付します。
- 企業債元利償還金については、その3分の2については一般会計より総務省基準に基づいた繰入れを行います（③）。
なお、残りの3分の1については、平成19年度の全床開床に伴い徴収する指定管理者負担金（④）を充当します。

(4) 旧港湾病院

旧港湾病院は平成16年度末で閉院となり、診療機能はみなと赤十字病院へ引き継ぎました。19年度は、残務処理として未収金の回収等を行います。

【旧港湾病院の収益的収支】

(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
港湾病院収益的収入	-	227,642	△ 227,642	
特別利益	-	227,642	△ 227,642	
一般会計繰入金	-	227,042	△ 227,042	
その他	-	600	△ 600	
港湾病院収益的支出	5,459	243,012	△ 237,553	
特別損失	5,459	243,012	△ 237,553	
残務処理費用	5,459	17,987	△ 12,528	不納欠損処分等
解体撤去費用	-	225,025	△ 225,025	病院建物解体撤去費用
経常収支	-	-	-	
特別損益	△ 5,459	△ 15,370	9,911	
純損益	△ 5,459	△ 15,370	9,911	

※ 旧港湾病院の閉院に伴う収益・費用は、すべて特別損益として処理しています。

【旧港湾病院の資本的収支】

(単位：千円)

	平成19年度	平成18年度	差引増減	説明
港湾病院資本的収入	-	300,000	△ 300,000	
一般会計繰入金	-	300,000	△ 300,000	
港湾病院資本的支出	-	-	-	
企業債償還金	-	-	-	
資本的収支	-	300,000	△ 300,000	

4 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、市立病院が担うべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、経営改革計画に基づき17年度に大幅な見直しを行いました。

■ 一般会計繰入金見直しの考え方（経営改革計画抜粋）

- 民間病院でも同様の医療を行っているものについては、民間病院への補助等に準拠した積算で繰入れを行います。
- 本市としての施策目的を達成するために行っている医療で客観的に採算を取ることが困難と認められるものや、市立病院が果たすべき役割として実施しているものについては、位置付けや積算の考え方を明らかにして繰入れを行います。
- 公営企業としての性格上、一般会計で負担せざるを得ないと認められるものについては、国の定める基準等に従って繰入れを行います。

【一般会計繰入金の概要】

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	差引増減	主な増減説明
市民病院	1,662,490	1,812,242	△ 149,752	
収益的収入	1,435,910	1,524,131	△ 88,221	がん検診センター運営経費に対する繰入金の減
資本的収入	226,580	288,111	△ 61,531	企業債償還に対する繰入金の減
脳血管医療センター	2,907,901	2,953,164	△ 45,263	
収益的収入	2,347,575	2,405,093	△ 57,518	高度医療経費に対する繰入金の減
資本的収入	560,326	548,071	12,255	企業債償還に対する繰入金の増
みなと赤十字病院	1,323,035	1,792,702	△ 469,667	
収益的収入	973,298	1,400,413	△ 427,115	高資本費対策に対する繰入金の減
資本的収入	349,737	392,289	△ 42,552	駐車場整備終了による繰入金の減
旧港湾病院	—	527,042	△ 527,042	
収益的収入	—	227,042	△ 227,042	残務処理に対する繰入金の減
資本的収入	—	300,000	△ 300,000	累積債務解消に対する繰入金の減
病院事業会計	5,893,426	7,085,150	△1,191,724	
収益的収入	4,756,783	5,556,679	△ 799,896	
資本的収入	1,136,643	1,528,471	△ 391,828	

【一般会計繰入金の明細】

(1) 市民病院

(単位 千円)

繰入項目	平成19年度	平成18年度	差引増減	積算の考え方
救急医療経費	160,592	148,954	11,638	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ
感染症病床運営経費	211,534	201,326	10,208	一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ
がん検診センター運営経費	65,899	136,472	△ 70,573	市全体としての事業等に対して繰入れ
地域医療向上経費	242,713	250,795	△ 8,082	地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ
高度医療経費	-	-	-	民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止の予定だったが、18年度に前倒しで全廃
企業債元利償還分	448,616	522,160	△ 73,544	国の定める基準等により繰入れ
企業債利息	222,036	237,049	△ 15,013	
企業債元金	226,580	285,111	△ 58,531	
公的基礎年金拠出金	99,443	95,658	3,785	国の定める基準等により繰入れ
共済組合追加費用	159,451	145,166	14,285	
本部費	274,242	308,711	△ 34,469	本部運営に要する経費
新型インフルエンザ対策費	-	3,000	△ 3,000	
一般会計繰入金合計	1,662,490	1,812,242	△ 149,752	
うち収益的収入分	1,435,910	1,524,131	△ 88,221	
うち資本的収入分	226,580	288,111	△ 61,531	

(2) 脳血管医療センター

(単位 千円)

繰入項目	平成19年度	平成18年度	差引増減	積算の考え方
救急医療経費	84,629	84,433	196	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ
脳血管疾患医療経費	1,461,494	1,467,677	△ 6,183	一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ
地域医療向上経費	210,708	222,465	△ 11,757	地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ
高度医療経費	24,375	48,751	△ 24,376	民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止（平成19年度は16年度の額の4分の1）
企業債元利償還分	893,984	888,608	5,376	
企業債利息	333,658	340,537	△ 6,879	国の定める基準等により繰入れ
企業債元金	560,326	548,071	12,255	
公的基礎年金拠出金	46,951	50,283	△ 3,332	国の定める基準等により繰入れ
共済組合追加費用	75,282	76,307	△ 1,025	
本部費	110,478	114,640	△ 4,162	本部運営に要する経費
一般会計繰入金合計	2,907,901	2,953,164	△ 45,263	
うち収益的収入分	2,347,575	2,405,093	△ 57,518	
うち資本的収入分	560,326	548,071	12,255	

(3) みなと赤十字病院

(単位 千円)

繰入項目	平成19年度	平成18年度	差引増減	積算の考え方
救急医療経費 ※	55,464	57,670	△ 2,206	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ
アレルギー疾患医療経費 ※	240,211	281,871	△ 41,660	アレルギー疾患医療に係る経費
精神科医療経費 ※	15,267	-	15,267	精神科救急医療等民間病院への補助に準じて繰入れ
企業債元利償還分	943,835	1,180,687	△ 236,852	
企業債利息	594,098	598,195	△ 4,097	国の定める基準等により繰入れ
企業債元金	349,737	188,858	160,879	
高資本費対策	-	393,634	△ 393,634	免震構造やヘリポート設置などによる整備費割増分等
利子補助 ※	68,258	111,474	△ 43,216	日本赤十字社の医療機器等の整備に要する資金調達に係る利子補助相当額
消費税納付分	-	52,000	△ 52,000	消費税納税額
整備費	-	109,000	△ 109,000	駐車場等整備費
一般会計繰入金合計	1,323,035	1,792,702	△ 469,667	
うち収益的収入分	973,298	1,400,413	△ 427,115	
うち資本的収入分	349,737	392,289	△ 42,552	

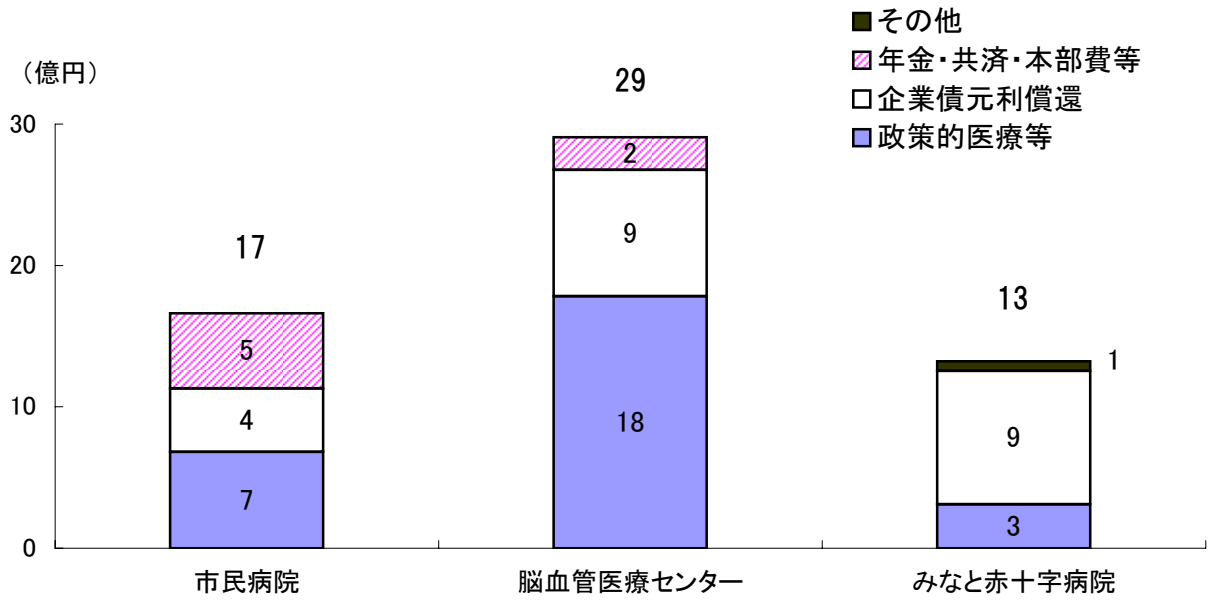
※ 指定管理者に交付

(4) 旧港湾病院

(単位 千円)

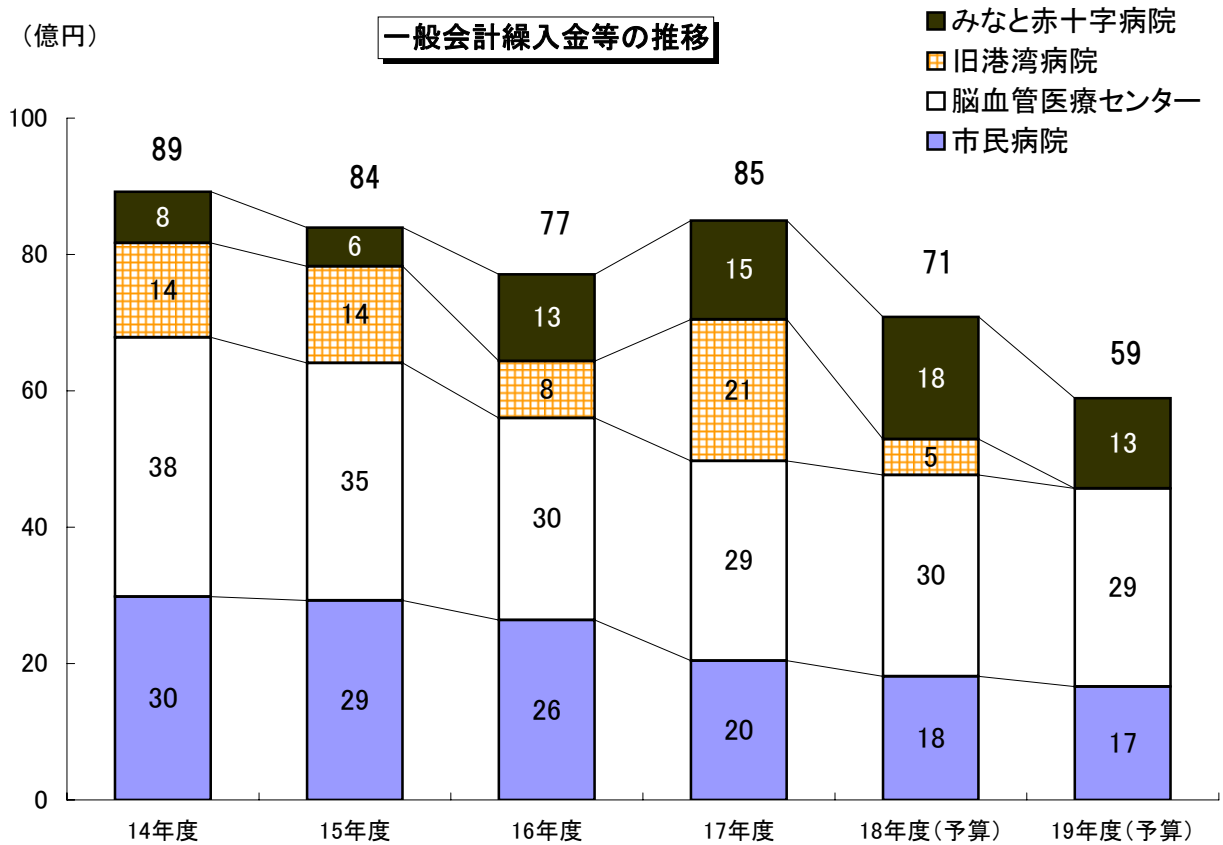
繰入項目	平成19年度	平成18年度	差引増減	積算の考え方
閉院調整費	-	527,042	△ 527,042	
残務整理	-	227,042	△ 227,042	解体・撤去費用、残務処理等
累積債務解消	-	300,000	△ 300,000	累積債務の一部解消
企業債元利償還分	-	-	-	
一般会計繰入金合計	-	527,042	△ 527,042	
うち収益的収入分	-	227,042	△ 227,042	
うち資本的収入分	-	300,000	△ 300,000	

平成19年度 一般会計繰入金の内訳



(億円)

一般会計繰入金等の推移



※一般会計繰入金等には一般会計からの長期借入金も含まれます。

みなと赤十字病院の14年度～16年度は、再整備事業に対する繰入金を記載しています。

表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

用語解説

い 一般会計繰入金

公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費などについて、一般会計が負担するもの。

え エイズ診療拠点病院

エイズ治療の拠点病院として、各都道府県において選定された病院で、総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器及び個室の整備、カウンセリング体制の整備、地域の他の医療機関との連携、院内感染防止体制の整備などがされている。

か 回復期

差し迫った生命の危機等から脱し、又は、疾病・外傷の症状がある程度改善した後、症状が回復するまでの間のこと。症状がほぼ固定した後の維持期（又は慢性期）と区別される。

回復期リハビリテーション病棟

脳血管疾患等の患者に対して、日常生活活動能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同して作成し、これに基づくリハビリテーションを集中的に行うための病棟。

神奈川県災害医療拠点病院

救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として、神奈川県が指定した病院。

緩和ケア

がんによる末期症状を示している患者に対して、疼痛等の身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行い、QOL（quality of life：生活の質）の向上を支援すること。

き 企業債元利償還金

建物整備や医療機器の購入のために発行する債券（公営企業債）の元金及び利息の償還金。

急性期

差し迫った生命の危機、疾病・外傷の発症などから、積極的な治療や検査、看護等が行われ、症状がある程度改善する段階までのこと。

け 経常収支

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きであり、企業の経営状態を表す。

し 資本的収入・支出

建設改良や医療機器の整備などの支出とそれに係る企業債償還金などの財源収入であり、その効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するもの。

収益的収入・支出

入院収益や外来収益など病院の通常の事業活動に伴って発生する収入と、人件費、材料費、経費など病院の通常の事業活動に伴って発生する支出。

純損益

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きとして計算される経常収支に特別損益を加減した額。

障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が、障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

せ 精神科合併症医療

精神障害者が障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

た 第一種感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エボラ出血熱やペストなどの1類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。第二種感染症指定医療機関は、細菌性赤痢、コレラ等に対応する。

ち 地域医療支援病院

地域における医療の確保等のために、地域医療機関に対して必要な支援を行う病院で、次のような指定要件のもとに診療報酬上の加算が認められている。

- ・病床数が200床以上であること
- ・紹介率や逆紹介率が一定の基準以上であること
- ・病院の設備機器を他病院の医師等の診療・研究・研修のために利用させる体制が整っていること
- ・救急医療を提供する能力があること
- ・地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力があること など

地域がん診療連携拠点病院

質の高いがん医療を全国で等しく実施できるようにするために、わが国に多いがん（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん等）について、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するために拠点として設けられる病院。県の推薦により、保健医療圏ごとに厚生労働大臣が指定する。

て 電子カルテ

従来の紙カルテで患者情報を管理するものではなく、データにより管理するシステムのこと。カルテの管理を紙による蓄積ではなく、コンピューターのデータベースにより行うため、検索性と医師の思考過程、診察過程の記録に優れており、医療の質向上、患者への情報の提供によるインフォームドコンセントの推進等に役立つ。

と 特別損益

過年度の損益や臨時的な損益などの合計額。

に 日本医療機能評価機構

医療の質の一層の向上を図るために、病院を始めとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、明らかとなった問題点の改善を支援する第三者機関として設立された財団法人。

へ PET-CT（陽電子放射断層・X線コンピュータ断層複合撮影装置）

PET（ブドウ糖を注入し、がん細胞の場所を特定）とCT（X線で人体の横断画像を撮影）を組み合わせ、1回の検査でより正確な診断を可能にする装置

む 無菌治療室

白血病や再生不良性貧血等の治療時の人体への細菌感染を防ぐため、無菌状態での治療を可能とする病室。病室は滅菌水の供給、空気清浄度などの基準がある。

り 臨床研修指定病院

医師の臨床研修は、従来、努力義務として行われてきたが、平成12年の医師法等の改正により「診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない」と義務づけられた。この臨床研修を実施する病院を臨床研修指定病院という。